

会 告

37年度より正員および学生員の会費改正について御知らせ

(昭和37年1月16日・常議員会において決定)

本学会の運営については、日ごろ一方ならぬ御高配と御援助を賜わり厚く御礼申し上げます。

さて会員各位も十分御承知のとおり最近約1年間に諸物価は予想外の急騰を示しており、中でも出版関係経費の20~30%の値上り、郵送料金の50~150%の大巾な改正など、本学会の事業遂行上きわめて甚大な打撃を受けるに至りました。すなわち36年度の支出総額は51000000円程度となる見込みで、これは当初予算額の46500000円を4500000円も上まわる結果となるのであります。もちろん本学会においてもこれに対処して広告料金の値上げ(40%)特別員の増加などにより極力增收をはかるとともに各種の会会費、事務費などの節約に努力しあたり36年度の財政難を何とか切掛けする予定であります。このまま推移すれば37年度にはかなり無理と思われるような增收を見込んで収支じりは、なお約8000000円の大巾の超過となることが必至と見られるに至りました。

本学会が健全財政を維持するための方策としては、まず諸刊行物あるいは広告などによる雑収入の増加をはかり同時に団体会員(特別員)の獲得に尽力して個人会員(正員および学生員)の会費改正は極力避けなければならないことはいうまでもありませんし、また事実この精神にもとづいて不斷の努力を続けておりますが、本学会の収入源の構成上これらの增收だけで最近の支出増を補なうことは、とうてい不可能なのであります。

本学会の収入源は会費、広告料および諸刊行物収入がおもなるもので本年度の決算見込額からこれらの割合を推定すれば総収入に対して会費収入は45.6%、広告料収入は24.0%、諸刊行物収入は17.5%、その他が12.9%であって、このうち個人会員のみの会費収入は総収入の31.0%にあたるのであります。これを見ても本学会では個人会員の会費収入が総収入中に占める割合が非常に大きく、その会費額が学会の運営にいちじるしい影響を与えることを御了解頂けると思います。一方支出関係について同様に本年度決算見込額から主なる支出の割合を推定すれば、支出の見込総額約51000000円に対し定期刊行物(論文集を除く)の出版費が35.0%、総務費(人件費、用地費、旅費、通信費、備品消耗品、光熱費等)が30.5%、論文集および種々の不定期刊行物の出版費が17.7%、その他会議費、調査研究費(主として委員会費)、支部交付金、施設管理費などの経費が16.8%となります。このように個人会員会費の収入が総収入の31.0%である反面、個人会員に刊行物として直接還元される支出だけでも総支出の35%でありそのほか通信費、集金費などのような無形の経費がともなうのでありますから、結局個人会員に有形無形に還元される支出は総支出の約40%となり、ここに個人会員を対象とする収入と支出がかなり不均衡となっていることを示しております。そこでさらに詳細に個人会員1人当たりの直接経費を検討しますと(別表参照)、36年度における支出は正員が1477円、学生員が1176円となる見込みで、それぞれの会費1200円および600円に対して学会としては277円および576円の補充支出を行っている結果となり、また昭和37年度においては現在の物価が維持されるとしてもこの直接経費の見込みが正員は545円、学生員は1010円ずつおののの会費より上まわることとなり、収支の不均衡がますます大きくなります。ただしこの表中会員名簿は隔年の定期発行ですが予算の構成上本年度にはその経費の全額を計上し、37年度には38年度発行分の半額を計上して直接経費の平均化をはかり、また会誌は会員各位の強い御要望に応えて37年度以降は内容の拡充改善を実行するための最少限度の増額を見込んでおります。

以上述べたとおり個人会員の会費増額は他に資金源を求める限り極力避けているのであります。刊行物収入を新たに増大しようとするには発行までに多額の事前経費が必要ですし、広告料金は広告主の事情や社会情勢によって支配されるので、いずれも安定性のある資金源とはいえないであります。また特別会員費の増収をはかるのも当然一方法であります。特別会員費はすでに本年度から増額を実施している。これも業界の意向により左右されるので増収源としては、きわめて不確実であります。

このような事情により昭和37年度以降正員および学生員の会費をそれぞれ年額1800円および900円(いずれも現行の50%増)に改正した次第であります。

正員および学生員各位にはこれらの実情を御察下さいまして本学会のため一層の御協力を御願いする次第であります。

会員1人当たり年間直接費

(単位円)

年 度	36 年 度		37 年 度		摘要	要
	項 目	正 員	学 生 員	正 員	学 生 員	
会 費 徵 収 費	171	178	257	267	振替貯金料、通信諸費、職場班費、用紙代等	
土 木 学 会 誌	780	730	1016	1016	年12冊印刷、製版、用紙代、編集諸費	
同 発 送 費	200	132	284	284	年12冊発送郵便料、封筒代、荷造費、運賃等	
土 木 学 会 名 簿	290	0	145	0	隔年1冊	"
通 常 総 会 年 次	36	36	43	43	プログラム・委任状印刷代、発送郵便料、発送費	
學 術 講 演 会 通 知						
合 計	1477	1176	1745	1610	備考: このほか用地費、人件費、需用費、会議費、公課費、支部交付金、調査及研究費、諸事業費その他の費用は他の経費で収支されている。	
会 費	1200	600	1200	600		
差 引 勘 定	277	576	545	1010		

第 48 回通常総会および第 17 回年次学術講演会

昭和 37 年度通常総会（第 48 回）および第 17 回年次学術講演会は下記の要項で行ないます。講演申込締切は**2月 20 日**、前刷原稿の締切は**3月 25 日**でありますので至急所属支部へお申込み下さい（関東地区は本部）。従来と多少変更のあったものもありますから、講演申込要領その他詳細は**学会誌 1 月号**を御覧下さい。

1. 期 日：1962 年 5 月 26 日（土）、27 日（日）の両日
2. 場 所：早稲田大学大隈小講堂および各教室
3. 見 学 会：5 月 28 日（月）、29 日（火）の予定、詳細は 3 月号会告に発表の予定

異形鉄筋に関するシンポジウム開催について

異形鉄筋に関するシンポジウムを土木学会通常総会の前日下記のように開催いたしますので御参加下さるよう御案内いたします。

日 時：1962 年 5 月 25 日（金） 13.30～17.00 場 所：土木学会会議室

上記シンポジウムの講演題目を募集いたしますので下記の要領をおふくみの上ふるって御応募下さい。

申込期限：3 月 15 日（木） 申込先：土木学会（プログラム作製の必要上期日は御厳守下さい）

申込要領：講演題目、講演者氏名、講演所要時間（15～20 分）を記して申し込むこと。なおシンポジウム終了後、研究成果を土木学会で出版したいと存じますので、講演原稿を当日御持参下さるようお願いいたします。講演題目の選定その他の細目についてはコンクリート委員会に御一任下さい。

新進コンクリート技術者との交歓会開催について

若いコンクリート技術者の研究概況、抱負その他をうかがう新進コンクリート技術者との交歓会を土木学会通常総会の前日開催したいと存じます。学校、研究所、現場その他各方面からの声などを拝聴し交歓致したいと思いますのでふるって御参加下さい。

コンクリート委員会

日 時：1962 年 5 月 25 日（金） 17.30～20.00 場 所：土木学会会議室

会 費：200 円

なお、概略の出席者数を知りたいと思いますので総会の返信用ハガキ（後にプログラムに添付します）の該当欄で御出欠をお知らせ下さい。

第 6 回関東地区学生諸君のための映画会

定例による建設技術 フィルム ライブラーと共に第 6 回関東地区学生諸君のための映画会は帝都高速度交通営団のご厚意により地下鉄関係の映画を上映いたしますから多数御来会下さい（入場無料・一般会員の御参加も歓迎致します）。

1. 開催日時：1962 年 3 月 17 日（第 3 土曜日） 14.00～16.00
2. 場 所：土木学会会議室（東京都新宿区四谷 1 丁目外濠公園入口）国鉄、地下鉄四谷駅・バス、都電四谷見付下車徒歩 3 分
3. 上映映画：(1) 地下鉄 1 部、2 部 (2) 東海道線高架橋下交差工事 (3) イコス工法

水理学および流体力学に関する国際会議

(1) 会議開催の場所：Western Australia, Perth 市

(2) 主 催 者：School of Engineering, University of Western Australia, Nedlands, Perth (代表者 Dr. R. Silvester)

(3) 時 期：1962 年 12 月 6 日～13 日

(4) 論文提出期限：題目 3 月 1 日 概要 6 月 1 日 本文原稿 9 月 1 日

(5) 主 題：水理学および流体力学に関するもの一般、航空、土木、機械、応用数学、化学、物理、農学、生物学、医学、動物学その他広い分野に会議への参加がよびかけられている。

第6回材料試験連合講演会講演募集要項

共 催：日本学術会議材料試験研究連絡委員会・金属表面技術協会・高分子学会、造船協会、土木学会、日本鉄物協会、*日本化学会、日本機械学会、日本金属学会、日本建築学会、*日本航空学会、*日本材料試験協会、日本セメント技術協会、日本鉄鋼協会、日本非破壊検査協会、日本木材学会、溶接学会、窯業協会 (*印は幹事)

日 時：昭和 37 年 10 月 11 日(木)、12 日(金)の両日

会 場：京都大学工学部共同講議室

講演申込：1. 参加学会所属の会員は当該学会を通じて申込み、参加学会会員以外の方は直接幹事学会に申込むこと。

2. 講演内容はすでに発表されたもので差し支えないが、最近の研究に属するものが望ましい。なお、研究内容は材料の諸物性、諸性質の測定および試験ならびに材料の適切な使用に関する研究を包含する。

3. 講演時間は約 20 分(討論をふくむ)の予定。

4. 講演の採択などは材料試験連合講演会運営委員会に一任されたい。

5. 申込用紙は B5 版とし、次の事項を必ず記載すること。

a. 講演題目 e. 講演題目、氏名、勤務先には英文を付記すること

b. 梗概約 200 字 f. スライド使用の有無(大きさは 35 mm)

c. 講演部門名 g. 欧文論文集(付記参照)～投稿希望の有無

d. 講演ならびに連名者の各氏名、勤務先、

通信先、会員資格、年令(連名の場合

には登壇者に○印をつけること)

注：第 I 部 金属材料 第 II 部 非金属材料(有機物・無機物) 第 III 部 一般(材料試験機その他)

申込締切：昭和 37 年 6 月 30 日(土)

講演前刷：聽講者のテキストとし、あわせて講演時間の短縮、掛図などの節約のため、講演者全部の講演前刷を作るので、講演者は前刷原稿を必ず期日までに所属学会へ(参加学協会会員以外の方は申込んだ幹事学会へ)提出されたい。

a. 講演前刷原稿提出期日 7 月 31 日(火)

b. 前刷原稿は規定の原稿用紙 2 枚以内(図表、写真をふくめて邦文で約 2600 字)に明瞭に墨書きし、なるべく余白を避けるよう留意のこと。

c. 講演前刷はオフセットになるので写真も入れられる。原稿用紙は講演申込者に所属学会から送り、所定用紙以外の用紙に書いた原稿は受けない。

付 記：欧文論文集について、材料試験連合講演会論文集刊行会より御通知

Proceedings of the Sixth Japan Congress on Testing Materials を刊行し、諸外国にも頒布の予定である。

本論文集に登載される論文は今回発表されたもので、欧文で未発表のものに限る。投稿希望者には材料試験連合講演会論文集刊行会より送られる規定原稿用紙に執筆し、9 月 29 日(土)までにあらかじめ提出すること。当日以降の提出原稿は受理しない。また、不備な原稿は返却することがある。

日本学術会議第 6 期会員選挙有権者登録について

本年 11 月 25 日に日本学術会議第 6 期会員選挙が行なわれる。この選挙において選挙し、または選挙されるためには日本学術会議事務局に備えた有権者名簿に登録されなければならない。この登録についての注意事項をお知らせする。

1. 登録用カードの提出について

1) 前回(昭和 34 年)の選挙有権者については、次の事項に関する方以外はすべて有権者として登録されているから、登録用カードを提出する必要はない。

a. 昨年 12 月に資格審査が行なわれ、日本学術会議中央選挙管理会から特別の通知があった方。

b. 前回の登録における所属以外の部または専門で今回の登録を求める方。

2) 次の各項に当該する方は中央選挙管理会に登録用カード用紙を請求し入手の上、来る 4 月 30 日までに中央選挙管理会に必着するよう提出すること。

a. 新たに有権者登録を求める方。

会 告

b. 1) の a 項の方で新たに今回の登録を求める方。

- 3) 今回「資格審査基準」が前回よりも具体的に定められた、登録用カード記入にあたっては中央選挙管理会から登録用カード用紙に添えて送られる「選挙説明書」第2ページを十分参照されたい。そのうちおもなことは、研究論文または業績報告の発表の時期（学会誌などの発行年月）が、選挙期日前の9カ年以内（昭和28年11月以降）であることとなった。

2. 登録用カード用紙の請求について

中央選挙管理会は次のように取り扱われる。

- 1) 大学、研究機関などに対して「登録用カード用紙請求者名簿」の提出を依頼して、便宣上これをもって「登録用カード用紙請求書」に代え、その提出された名簿にもとづき、中央選挙管理会から当該大学、研究機関などあて一括カード用紙を送付される。したがって中央選挙管理会から名簿提出を依頼された大学、研究機関などに所属する方で、すでに個人としてカード用紙を請求した以外の方は、なるべくその所属の大学、研究機関から提出の名簿によって、登録用カード用紙を請求して下さい（名簿によって請求する場合は、個人からの請求は必要である）。

ただし、昨年12月の資格審査で不認定となった方が、あらためて登録の手続きをとる場合は、必ず、不認定通知に同封した「登録用カード用紙請求書」を用いて個人として、カード用紙を請求されたい。

- 2) 前記大学、研究機関などに所属しない方で、今後個人でカード用紙を請求する方は、下記様式第2により直接中央選挙管理会に請求書を提出されたい。

3. 有権者などの異動届について

中央選挙管理会は、次の異動事項につき下記様式第3により速やかに「有権者異動届」の提出を求めている。

- 1) 有権者が氏名、住所、本籍、勤務機関および職名または勤務地のいずれかに異動があったとき、これを怠るとときは、有権者の権利行使できないことがある。
- 2) 新たに登録用カードを提出した方が、有権者名簿に登録される以前に異動があったときも届出を勧行されたい。
- 3) 本人が死亡の場合は、その遺族からその旨を届出られたい。

日本学術会議中央選挙管理会 東京都台東区上野公園内 電話（821）3751 代表

様 式 第 1

様 式 第 2

様 式 第 3

<p>(注) この変更届にあわせて必ず「登録用カード用紙請求書」を提出する</p> <p>日本学術会議中央選挙管理会御中</p> <p>所 属 部 又 は 専 門 変 更 届 私は、日本学術会議の第六期選挙のための有権者名簿への登録に際しては、現在の新所属部又は専門への登録を希望しませんので、新たに登録を求める手続きをとります。 右お届けします。 昭和三十七年 月 日 (現登録の所属) 第 部 学 地方区 (ふりがな) 氏名 ㊞</p> <p>(用紙はなるべく半紙半截大のもの又は葉書)</p>	<p>登録用カード用紙請求書</p> <p>氏名(ふりがな) 住所 勤務機関および職名(又は自営の職業名)</p> <p>(用紙はなるべく半紙半截大のもの又は葉書)</p>	<p>(注) 二、様式中の「五、勤務地」と「六、勤務機関」の欄に記載すればよい 日本学術会議中央選挙管理会御中 五、勤務地 六、勤務機関 昭和 年 月 日 部 学 地方区 (ふりがな) 氏名 ㊞</p> <p>(用紙はなるべく半紙半截大のものまたは葉書)</p>
<p>日本学術会議 有権者異動届 (新) (旧)</p>		

技術士予備試験の施行について

昭和37年度技術士予備試験の施行について2月10日付官報で公表があったのでお知らせします（詳細は2月10日付官報をご参考下さい）。

- 試験の日時：1962年4月15日（日）
- 受験の申込：予備試験受験申込書（規定用紙）を1962年2月21日～3月10日の間に、科学技術庁振興局事業課（東京都千代田区霞ヶ関3の4）に提出すること。
- その他：前記科学技術庁振興局事業課へ連絡されたい。